

被災建築物

第28号

令和7年12月24日

応急危険度判定

○Q通信

目 次

被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂について

被災建築物応急危険度判定マニュアル改訂委員会課題整理 WG 委員 安西 孝之 … 1

地震コーナー

令和6年能登半島地震における実施本部及び支援本部の動きについて

(令和6年能登半島地震の応急危険度判定の記録より抜粋)

1 実施本部の活動	3
(1) 石川県輪島市実施本部の応急危険度判定	輪島市まちづくり推進課
(2) " 珠洲市実施本部の応急危険度判定	珠洲市環境建設課
(3) 新潟県新潟市実施本部の応急危険度判定	新潟市建築部建築行政課
2 支援本部の活動	
(1) 石川県支援本部の応急危険度判定	石川県土木部建築住宅課
(2) 富山県支援本部の応急危険度判定	富山県土木部建築住宅課
(3) 新潟県支援本部の応急危険度判定	新潟県土木部都市局建築住宅課

解説コーナー

派遣準備体制について

大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 ……………… 13

被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂について

被災建築物応急危険度判定マニュアル改訂委員会課題整理 WG 委員 安西 孝之

1. はじめに

みなさんは、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」をご覧になったことはありますか？

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」は、被災建築物応急危険度判定士として判定活動に従事する方や、各都道府県で実施される被災建築物応急危険度判定士の登録講習会で使用することを想定した書籍で、1998年に第1版が発行されて以来、現在に至るまで活用されています。

今年度のQQ通信は、まず最初に「被災建築物応急危険度判定マニュアル」の改訂を取り上げたいと思います。

2. 概要

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」は、1991年に財団法人日本建築防災協会（当時）から出版さ

れた「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」のうち「被災建築物応急危険度判定」に関する記述をもとに、「被災建築物応急危険度判定研究会」が編集し、一般財団法人日本建築防災協会と全国被災建築物応急危険度判定協議会の連名で発行したものです。このマニュアルに記載される「被災建築物応急危険度判定」は、被災建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより二次的災害を防することを目的としています。

3. 「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」との違い

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」と非常によく似た名前のマニュアルとして、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」というのがあります。名前が紛らわしいので、ここからは前者を「判定マニュアル」、後者を「業務マニュアル」と呼びます。

「業務マニュアル」は、都道府県、市区町村、判定士及び判定コーディネーターそれぞれの役割、及び行動について記したもので、全国被災建築物応急危険度判定協議会が発行しているものです。こちらは、1997年の制定から3回改訂されており、直近では2024年5月に改訂されています。「業務マニュアル」は、被災建築物応急危険度判定必携という冊子に綴じられており、全文は全国被災建築物応急危険度判定協議会のホームページに公開されています。

<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/forpublicsector/hikkei-oq/>



4. 「判定マニュアル」改訂の経緯

「判定マニュアル」は、1998年の第1版発行から2025年現在まで一度も改訂されていません。現在に至るまでの27年間には、新潟県中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震等の大規模地震が発生していますが、いずれの地震でも、1998年の「判定マニュアル」の内容を元に判定活動を行ってきました。

今回の改訂では、これまでの被災建築物応急危険度判定における運用上の課題、新たな技術的知見、社会情勢の変化（特にデジタル化の対応）及び被災建築物応急危険度判定結果の活用方法等を検討し、その成果物を印刷物及びデジタルで公開するものとなっています。

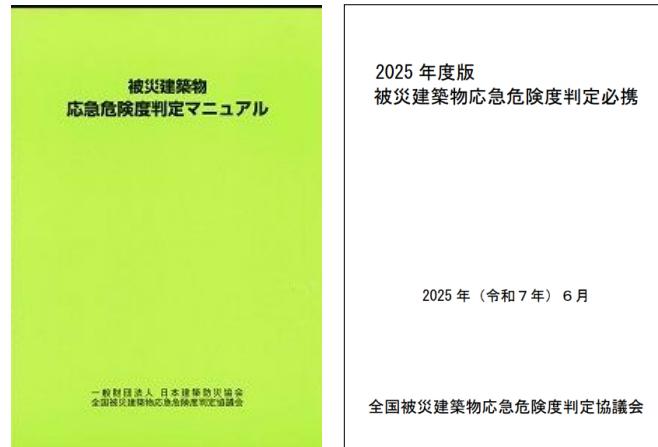


図1 「判定マニュアル」と「必携（業務マニュアル内包）」

5. 改訂作業

改訂作業は、一般財団法人日本建築防災協会内に設置される「被災建築物応急危険度判定マニュアル改訂委員会」により行われています。

改訂委員会の委員は、大学教授・国土交通省職員・地方公共団体職員で構成されており、本委員会と課題整理WGに分かれます。私は課題整理WGに参加しており、本業（宮城県職員）としての執務の傍ら、被災建築物応急危険度判定マニュアルの改訂に向けた作業や会議出席を行っています。

6. 「判定結果の分割及び判定ステッカーの変更」の検討

これまででは、「調査1」で一見して危険と判定されなかった場合、「調査2（建築物）と調査3（落下危険

物・転倒危険物) の大きい方の危険度」を判定ステッカーの選定基準としていました。例えば、「調査2：全部Aランク」「調査3：Cランク1以上」であれば、貼付するステッカーは「危険」となります。従来の貼付方法では、「建築物」が危険なのか、「落下物・転倒物」が危険なのかわからず、集計方法を工夫したとしても、「ロック扉だけが危険なのか、ロック扉も建築物もどちらも危険なのかわからない」といった課題がありました。

今回のマニュアル改訂により、今後は、「調査2」の結果を踏まえたステッカーと、「調査3」の結果を踏まえたステッカーをそれぞれ貼付することになります。これにより、先の例で言えば「調査2はAランクなので、建築物用ステッカーは調査済み」「調査3はCランクなので、落下物・転倒物用ステッカーは危険」といった具合で、複数のステッカーを貼付する形の変更を検討しております。

大きな改訂内容は、上記のとおりで、取りまとめを今年度中と考えております。改訂内容の詳細は全国被災建築物応急危険度判定協議会の公式サイトにてご案内する予定です。

7. おわりに

今回のマニュアル改訂は、ステッカーの貼付方法等、とても大きな変更点がありますので、被災建築物応急危険度判定士をはじめ、被災建築物応急危険度判定に携わるすべての方に、新しい「判定マニュアル」をご覧いただきたいと思います。二次災害の防止のため、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

地震コーナー

令和6年能登半島地震における実施本部及び支援本部の動きについて (令和6年能登半島地震の応急危険度判定の記録より抜粋)

全国被災建築物応急危険度判定協議会 事務局

本原稿については、「令和6年能登半島地震の応急危険度判定の記録」にご執筆いただきました原稿を転載しております。「令和6年能登半島地震の応急危険度判定の記録」については、全国被災建築物応急危険度判定協議会HPに準備終了後、掲載いたします。



<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq/index/hantei-katsudou/oqhantei-kiroku/>

1 実施本部の活動

(1) 輪島市実施本部の応急危険度判定

① 発災時から判定の要否判断に至るまでの間の動き・課題

令和6年1月1日発災後、速やかに災害対策本部が設置されましたが、想定をはるかに超えた災害の発生により、混乱の中で災害対応を行うこととなりました。道路の寸断により職員が思うように登庁できず、被害状況等が整理できない状況で、1月2日石川県に応急危険度判定の支援要請を行いました。

② 判定開始までの間の動き・課題

地震により奥能登に通じる道路がほぼ寸断、通行不可となり、実施本部員が速やかに本市に向かうことができない状況であったため、実施本部が立ち上がるまでの間、活動拠点の準備、必要となる機材や情報整理を行いました。支援要請を行ってから7日後の1月9日に石川県建築住宅課の支援により、判定実施本部が立ち上げられ、システムを利用した判定の検討、調査範囲の区割り等のミーティングをお

こないました。ミーティングにて、本市ではシステムを利用した判定を実施することが決定され、調査についてはモバイル端末を利用して行うこととなりました。

③ 判定実施から終了までの動き・課題

1月10日から21日までの11日間市内の中心部、東部地区、西部地区の3エリアの8,579棟の建物を判定していただきました。当時は、道路状況が悪く市内の移動にも5時間以上かかる場合もあったため、西部地区に本部を1箇所追加し、拠点を2つにして活動していただきました。



また、モバイル端末を利用して行った判定では、入力された調査結果をリアルタイムで集計を行い状況を可視化し関係部署に情報の共有を行いました。

④ 今後の大地震に備えて伝えること、取り組むべきこと

調査範囲については、範囲の境界をどこにするかについて判断に迷うことがありました。調査範囲を決めてスタートしましたが、調査中に調査範囲が広がっていき、調査期間も伸びていく結果となり漫然とした調査となっていました。そうならない為に、実施主体として、平時より応急危険度判定の制度について理解を深めておくことが必要だと感じました。

⑤ 【発災後～初日の動きタイムライン】

- 1月1日 災害対策本部設置
- 2日 応急危険度判定支援要請
- ～8日 拠点準備・情報整理
- 9日 判定実施本部立ち上げ
- 10～21日 判定

最後に、石川県をはじめとする県内外の判定活動にあたっていただいた皆様に心より感謝申し上げます。

(2) 珠洲市実施本部の応急危険度判定

① 発災時から判定の要否判断に至るまでの間の動き・課題

地震発生後、速やかに珠洲市災害対策本部が設置されましたが、甚大な被害であったことから、職員の参集がままならず、情報収集や被災状況の整理ができない中、1月5日、石川県へ応急危険度判定の支援を要請しました。

② 判定開始までの間の動き・課題

被害が広域であったこともあり、支援要請した日から5日後の1月10日からの判定開始となりましたが、既に応援に入っていた福井県土木部建築住宅課のご支援により、福井県内の自治体職員の皆さまの応援をいただき、被災状況調査や調査区域の選定、割付図の作成など判定開始までの間、様々な業務を進めていただきました。

③ 判定実施から終了までの動き・課題

里山海道や珠洲道路等の甚大な被害に加え、上下水道が使えないなど大変厳しい環境の中、珠洲市土木事務所を拠点とし、1月10日から21日までの11日間、延べ292名の派遣をいただき、市内の住宅

地を6地区に分け、延べ4,600件の応急危険度判定にあたっていました。

本市職員は、災害対応に追われたこともあり、任せっきりとなりましたが、石川県土木部建築住宅課を始めとする、県内外の自治体職員の皆さまのご支援に助けられました。

④ 今後の大地震に備えて伝えること、取り組むべきこと

判定を開始したところ、罹災証明との違いなどから混乱する住民もあり、「なぜ実施しているのか」、「なぜ許可もなく玄関に判定ステッカーを貼っていくのか」などのクレームがあり、説明や法的根拠を求められることがありました。幸いQ&Aが準備されており、なんとか説明はしましたが、中には納得できないとおっしゃる方もおられ、その対応に時間を費しました。

被災した住家の被害状況を公的に証明するのは「罹災証明書」であり、公的支援を受ける際や保険金の請求などに必要となります。一方で「応急危険度判定」は余震などによる建築物の倒壊や瓦の落下などの危険性を判定し、二次的な災害を未然に防止する制度であり、その違いについて、日頃から制度を理解していただくため、住民に対して、更なる周知が必要であると感じました。

⑤ 【発災後～初日の動きタイムライン】

甚大な被害であったことから職員の参集もままならず、被災した住家や家族の安全確保などの対応や、近隣住民の人命救助、土砂崩れなどから道路が寸断され参集が遅れるなど、職員にできることは限られておりました。このような状況の中、石川県をはじめとする県内外の応援職員の皆さまのご尽力に心より感謝申し上げます。

(3) 新潟市実施本部の応急危険度判定

① 判定の要否判断と課題

令和6年1月1日16時10分、能登半島地方でマグニチュード7.6の大地震が発生し、本市における最大震度は5強であった。地震発生からおよそ1時間後の17時頃には配備担当の職員が庁舎に参集し、情報収集にあたったが、配備担当職員の参集行程及び参集場所周辺において被害が確認されておらず、また参集後においても、市民から直接被害についての連絡はなく、本市の災害時情報システムへも建築物の被害報告が確認されなかった。これにより、同日18時25分に新潟県に被災建築物応急危険度判定（以下、「応急危険度判定」）を実施しない旨を報告し、配備を継続した。

翌1月2日の朝、本市災害対策本部より、夜間に確認されなかった建築物の被害について連絡が入り始め、建築物の被害が西区、江南区、中央区、西蒲区などの一部エリアで発生していることが確認されたことから、同日午前10時に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下、「判定実施本部」）を設置し、新潟県に改めて応急危険度判定を実施する旨の報告を行った。

応急危険度判定実施の要否を判断する上で、建物の被害状況を迅速に把握することは大変重要であるが、一方で、発災直後の混乱のなか、また発災後まもなく日没となつたことから、建築物の被害状況について十分な情報を収集することは非常に困難であると痛感した。

② 判定開始

発災2日目の1月2日は午前10時に判定実施本部を設置したことを受け、参集可能な職員を最大限配備し、市民対応と応急危険度判定の準備を平行して進め、同日午後には市職員による判定活動を開始した。

2日午前中の段階においては、町丁目単位での被害が確認できるほどの報告や連絡はなかったことから、市民から連絡のあった建物について個別に判定を行うこととして判定活動を開始し、同日2日午後にホームページで応急危険度判定の実施と申込みの受付開始を公表した。

③ 判定活動状況と課題

応急危険度判定は1月2日から11日までの10日間で1,744件実施した。

申込み期間は1月2日から7日までとし、電話・メール・FAXで受付を行った。初日に200件近くの申込みがあったことから、3日午後に新潟県へ判定士の派遣要請を行い、国、県、県内市町の行政職員のほか民間判定士の方々にご協力いただき、最大で1日350件を超える判定を実施することができた。

今回、申込みによる判定活動を行ったことにより、被害エリアの絞り込みができ、結果として判定件数を抑えることができたと考えられるが、一方で申込みへの対応業務や、申請建物の場所の特定等に多くの労力と時間を要した。

また、実施期間中には大雪により市外から参加予定の判定士が来られなくなるなど、実施状況に遅れが生じた。

今回の地震被害の特徴として、揺れによる建物の倒壊はほとんどなく、液状化による建物の傾斜被害が多く確認された。液状化による建物の傾斜は直ちに倒壊に結びつくわけではないが、判定基準において液状化による傾斜については反映されていないことから、揺れによる傾きと同様の判定とせざるを得なかった。応急危険度判定の主旨である二次災害防止の観点において、「危険」の判定とすることには、課題が残ると考える。液状化による影響を判定に反映する基準などについては、全国的な指針を定める必要性を感じ、新潟県を通じて全国的な課題として挙げている。

④ 今後への備え

今回液状化が発生した地域は、昭和39年の新潟地震の際にも液状化が発生した地域であり、同様の規模以上の地震が発生した際には、再び液状化が発生する可能性がある。液状化の被害は発生したエリアの把握が発災直後は難しいことから、本市では今年度よりSNS等で投稿された発災情報を収集し、画像によりリアルタイムで被害状況を把握できるシステムを導入し、運用を開始した。

また、市民に応急危険度判定が認知されておらず、応急危険度判定と罹災調査を混同されているケースや、今後も建物が使用可能かといった被災度判定のようなイメージを持たれているケースもみられた。応急危険度判定への市民理解には、今後、平常時にも継続して努める必要性を感じている。

⑤ 終わりに

今回の震災では、多くの民間判定士や自治体の方々にご尽力をいただき、無事に判定業務を終了することができましたことに、心より感謝を申し上げます。

2 支援本部の活動

(1) 石川県支援本部の応急危険度判定

① 発災時から判定の要否判断に至るまでの間の動き・課題

令和6年1月1日発災後、県庁に職員が登庁し情報収集にあたりました。たまたま能登方面にいた職員が、現地で多数の建物倒壊があることを県庁に報告し、また市町職員と応急危険度判定の実施について打合せを行い判定の必要性を確認しました。

判定体制 (人)	本市		97
	応援	行政	165
		民間	104
計		366	
判定結果 (件)	危険		172
	要注意		769
	調査済		803
計		1,744	

※行政：国土交通省北陸地方整備局、
新潟県、県内12市2町

※民間：公益社団法人新潟県建築士会

全県的に被災状況を確認するため、次の日に県庁から出発して、能登方面の市町の現地パトロールを行い、判定の必要性について確認していきました。

ただし、被災当初は道路が通れず、また通れるようになっても片道6時間かかる地域もあり、判定の実施について判断が難しい状況もありました。

② 判定開始までの間の動き・課題

発災当日に応急危険度判定の必要性を確認した時点で判定資機材の準備を行い、また判定士を確保するため、県内の建築職員や県内特定行政庁に判定準備の依頼を行い1月4日から判定を実施しました。

各市町は災害時に判定の実施本部となる会議室を平時より想定していましたが、今回、ある市において会議室が急遽、避難場所となり使用できなくなり近隣の県土木事務所の会議室を代替えとしました。

判定士や資機材の確保はできたとしても、道路が通れない、トイレが使えない、店が営業していない、携帯電話が通じない、天候が悪い、会議室が使えない、宿泊場所がないなど、想定外の事態に臨機に対応していく必要がありました。

③ 判定実施から終了までの動き・課題

判定実施後、支援本部では、判定資機材の準備、実施本部との判定士、判定期間の調整、他県からの判定士の受入、宿泊場所の調整を行いました。

特に宿泊場所は、発災後しばらくは国民宿舎をはじめ、民間の旅館も営業しておらず、確保できた県の研修施設も判定場所まで遠かったため最終的には会議室に寝袋で泊まつてもらい、判定士の方にはご苦労をかけたこと思います。

本来、応急危険度判定は被災市町が主体となり実施するものですが、被害の多かった能登方面の市町は建築職員が少ないこともあり、実施本部についても県が積極的に支援・運営することで判定を迅速に実施してきました。

そのため、応急危険度判定の実施主体は県であると勘違いをする市町や判定に対する住民からの問合せを県に回したり、全住戸について判定したいと県に要望したりする市町もいたことから、応急危険度判定という制度について、しっかりと認識してもらうことが重要であると感じました。

④ 今後の大地震に備えて伝えること、取り組むべきこと

・平時からの判定士の研修

今回、災害が広範囲であったため各市町に派遣する実施本部員が不足しており、当日、判定士に対する事前の説明が十分であったとは言えませんでした。基本的な判定方法や、調査票への記入などは、平時から理解しておくことが望ましいです。

・災害時の実際の想定

災害時は想定外の事が起こることもあり、判定を行うにあたり専任の職員を決めておくことが望ましいです。特に小規模な市町の場合は、他の業務との併用があると迅速な対応ができない可能性があります。

また、平時からレンタカーの手配、宿泊場所の手配、資機材の購入など、事務職員との協力や役割分担も重要です。

・判定の実施数の判断

大規模災害の場合は早期に被災状況の全体像を把握することは難しいため、まずは被害の大きい地域で判定を開始して、その後情報収集を行い、判定エリアを確定させていきます。

・罹災証明との区別の周知

応急危険度判定と罹災証明との違いは住民から問い合わせが多いため、ステッカー自体に罹災証明とは違

うことを明示した方がよいと思います。

⑤ 発災後～初日の動きタイムライン

- 1/1
 - ・発災
 - ・応急危険度判定実施の決定
 - ・県内判定士へ連絡、判定戸数の概算算定
- 1/2
 - ・判定資機材の備蓄、宿泊場所の調整
 - ・他県に支援要請
- 1/3
 - ・各市町で実施本部の設営準備
- 1/4
 - ・判定開始（七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、穴水町）
- 1/5
 - ・現地調査（輪島市、珠洲市、能登町）（輪島市まで片道6時間）
 - ・民間団体に支援要請
- 1/8
 - ・判定開始（能登町）
- 1/10
 - ・判定開始（輪島市、珠洲市、かほく市）
- 1/11
 - ・他県に支援要請（追加）
- 1/12
 - ・判定開始（法達志水町）
- 1/17
 - ・判定開始（内灘町）
- 1/21
 - ・判定終了

⑥ 応急危険度判定の実施結果

・判定結果

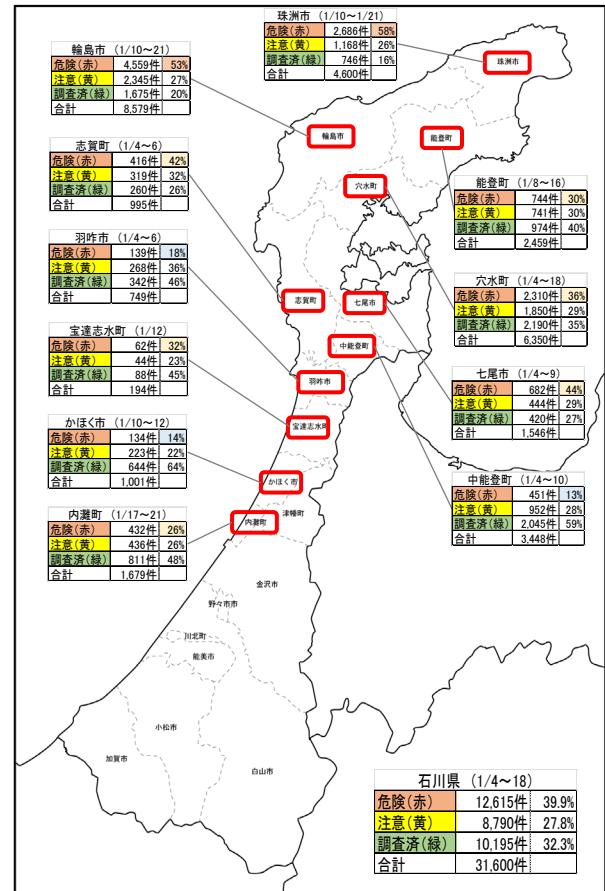
今回の応急危険度判定は、1月4日から21日までの18日間、11市町で実施し、31,600棟の建築物を判定することができました。

県職員はもとより、県内の特定行政庁や関係団体に判定士の派遣を要請したほか、国土交通省や他県にもご協力いただき、延べ1,916人の判定士が現地で判定活動にあたりました。

皆様方にはご協力をいただき、本当にありがとうございました。

参考

県内の地震	判定件数	危険割合
R6 能登半島地震	31,600棟	39.9%
R5 奥能登地震	2,717棟	13.3%
H19 能登半島地震	7,600棟	16.2%



(2) 富山県支援本部の応急危険度判定

① はじめに

令和6年能登半島地震における県内の被災建築物応急危険度判定においては、建築関係の市町村職員や民間判定士など多くの方々の参加をいただき、無事判定活動を終了することができ、感謝申し上げます。

また、国土交通省をはじめ、日本建築防災協会や県内の建築関係3団体（建築士会、建築士事務所協会、JIA富山地域会）の皆様に判定活動のご支援をいただき、改めて御礼申し上げます。

② 応急危険度判定活動概要

県内では、令和6年1月1日に最大震度5強を観測し、住家被害は全壊258棟、半壊807棟、一部損壊21,741棟、計22,806棟（令和7年5月15日現在）に及ぶなど、甚大な被害が発生しました。このようななか、本県では初めて民間の方にお願いする判定士活動を実施しました。

【活動概要】

- ・判定期間：令和6年1月3日～16日
- ・判定実施市町村：4市
- ・判定士数：延べ324人
(行政179人 民間145人)
※他県からの派遣無し
- ・判定実施件数：3,364件

【判定結果】

市名	調査済	要注意	危険	各市計
高岡市	422	466	178	1,066
氷見市	1,028	689	425	2,142
小矢部市	14	34	9	57
射水市	69	23	7	99
計	1,533	1,212	619	3,364

③ 応急危険度判定活動実施にあたって

- ・発災時から判定の要否判断に至るまでの動き等

【タイムライン】

16:10 発災

18:28 県から全市町村へ地震の被害状況、災害対策本部設置の予定について報告を依頼。実施本部（市町村）業務マニュアルを送付

被災が夕方であったため、市町村は被災範囲を特定できず、判定実施の決定を見送り

- ・判定開始までの動き等

【タイムライン】

2日目 4市で判定実施を決定（範囲未定の市も有）、県は支援本部設置

3日目 県から関係団体へ民間判定士の派遣、応援市町村へ市町村職員である判定士の派遣を依頼

県から4市へ判定資機材を運搬

○支援本部（県）

建築関係3団体との協定に基づき、民間判定士の派遣を依頼。日ごろから、職員と建築団体の関係が近い市では迅速に判定士が集まりました

今回の地震では各市へ資機材を運搬することができましたが、被害の状況によっては困難な場合もあり、各市町村で最低限の資機材を備蓄しておく必要があると感じました。

○実施本部（市）

時間がない中で範囲を決定しなければならず、決定根拠等の整理に苦慮しました。

- ・判定実施から終了までの動き等

【タイムライン】

3日目～16日目 各市で判定活動を実施

○支援本部

厳冬期の派遣であり、県・市町村からの職員に対して、連日、従事しないよう、また、大雪警報の日は中止するよう配慮しました。

○実施本部

調査結果の入力と調査分析が必要で、時間がない中での対応に苦慮しました。

住民からの要望が多く、判定活動の終了時期を決めるのが困難となりました。

・全体を通しての課題等

○支援本部

今回の地震の被災地は、建築職員がいる自治体であったことから、県から被災自治体のコーディネート業務等の支援を行うことはありませんでしたが、今後の体制整備に対し、準備しておく必要があると感じています。

判定業務期間の後半には、被災者から応急危険度の判定や罹災証明の判定の違いに関する事、住宅の応急修理、液状化被害からの復旧など、多様な相談があがってきました。この対応として、国土交通省の支援制度を活用し、民間団体による被災住宅相談所を開設させていただきました。日ごろより、本制度の活用について準備しておく必要があることを感じました。

○実施本部

建築職員が少なく、今回より大きな被災となった場合は、別に判定コーディネーターが必要となると考えられます。

住民の混乱防止のため、応急危険度判定の目的や住家被害認定調査との違いについて事前の周知が必要です。

判定ステッカーを剥がすタイミングがわからないとの声がありました。



写真1 応急危険度判定活動



写真2 応急危険度判定活動

・終わりに

本県では、毎年、被災建築物応急危険度判定現場研修会を開催とともに、富山県被災建築部応急危険度判定業務マニュアルを活用した自治体職員向けのコーディネーター研修会を実施しているところです。改めて、これら研修会の内容を検証し、今後の業務に活かすこととしています。

また、今回の経験を通して、民間判定士、建築関係団体との連携は非常に素晴らしいものであったと考えており、改めて、感謝申し上げたいと考えています。

(3) 新潟県支援本部の応急危険度判定

① はじめに

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）では、県内で最大震度6弱が観測され、災害関連死による死者6名、重軽傷者54名、住宅被害約2万5千棟に上るほか、新潟市内では広範囲で液状化現象が確認されるなど、県内に甚大な被害をもたらす大災害となりました（表1）。

能登半島地震における被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）は、民間判定士や市町村職員など多くの方々から御協力をいただいたことで、無事に終了することができました。改めて御礼申し上げます。

表1 能登半島地震による県内被害

（令和7年7月31日時点）

人的被害(人)	計	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者
	60	6	-	11	43
住宅被害(棟)	計	全壊	半壊	一部損壊	床下浸水
	25,147	111	4,147	20,875	14

（新潟県報道発表資料より）

② 地震発生後の対応

本県における応急危険度判定は、能登半島地震発生の翌日から、複数の自治体が実施しました。以下、本県における地震発生直後から応急危険度判定活動終了までの主な経緯です。

〔1月1日〕 16時10分 能登半島地震発生

被災市町村に応急危険度判定の実施有無と支援要請の要否を確認

〔1月2日〕

- 市町村からの支援要請に備え、行政判定士（県及び市町村の職員）の日程調整を開始
- 新潟市が応急危険度判定を開始（市職員のみ）
- 柏崎市が応急危険度判定を開始・終了（市職員のみ）
- 上越市が応急危険度判定を開始（市職員のみ）

〔1月3日〕

新潟市が支援本部（県）に応急危険度判定の支援を要請

〔1月4日〕

新潟市に行政判定士の派遣を開始

〔1月5日〕

- 糸魚川市が支援本部（県）に応急危険度判定の支援を要請
- 支援本部（県）が建築士会に新潟市及び糸魚川市への民間判定士の支援を要請

〔1月6日〕

新潟市に民間判定士の派遣を開始

〔1月9日〕

糸魚川市に行政判定士、民間判定士の派遣を開始

〔1月10日〕

- 上越市の応急危険度判定が終了
- 糸魚川市の応急危険度判定が終了
- 新潟市への応急危険度判定士派遣を終了

〔1月11日〕

新潟市の応急危険度判定が終了

③ 応急危険度判定の結果と今後の課題

能登半島地震では、1月2日から1月11日まで延べ420人の判定士により、2,053棟の建築物の応急危険度判定が行われました（表2）。

新潟市と糸魚川市には延べ277人の判定士を派遣し、その内の約4割に当たる110名は、民間判定士に御協力をいただきました（表3）。

表2 能登半島地震における応急危険度判定実施結果

市町村	実施期間	調査済 (緑)	要注意 (黄)	危険 (赤)	計
新潟市	1/2~1/11	803	769	172	1,744
柏崎市	1/2	13	8	1	22
糸魚川市	1/6~1/10	102	63	2	167
上越市	1/2~1/10	47	36	37	120
計		965	876	212	2,053

表3 能登半島地震における応急危険度判定士派遣人数等

派遣先	派遣期間	派遣延べ人数（人）				
		県	市町村	北陸 地整	建築 士会	計
新潟市	1/4~1/10	67	92	6	104	269
糸魚川市	1/9~1/10	2	-	-	6	8
計		69	92	6	110	277

今回の応急危険度判定では、液状化被害の大きかった地域において、主に以下の課題が明らかとなりました。

- ・ 液状化による建物被害は、地震の揺れによる直接的な被害と違い、外観から即座に被害の有無を判断できない場合があることから、応急危険度判定を実施すべきエリアを早急に選定することが困難であったこと。
- ・ 上記の理由から、応急危険度判定を申込制としたところ、急激に申込が増加し、判定活動終了のめどが立ちにくくなつたこと。
- ・ 液状化で建物が傾いている場合、上部構造に被害がなくとも、傾きだけで赤（危険）判定となり、実態と判定結果が合致しないこと。

液状化被害を受けた建築物の判定方法については、現在「被災建築物応急危険度判定マニュアル」改訂委員会において検討が始まつたところであり、今後の判定活動に生かされることが期待されます。

④ おわりに

能登半島地震では、県内の応急危険度判定士のみで判定活動を実施することができましたが、今後の大地震に備えて、近年減少傾向にある県内判定士数の確保や市町村・建築関係団体との連絡体制の構築、模擬訓練の実施等に取り組んでいきたいと考えております。

解説コーナー派遣準備体制について

大阪府都市整備部事業調整室都市防災課

1 体制整備の経緯・目的

大地震発生時に、迅速かつ円滑に派遣準備を整えるため、全国被災建築物応急危険度判定協議会運用部会（大規模災害WG）において、被災地及び震度に応じた判定士及び実施本部要員の支援担当ブロックについて検討を行い、次表の「被災地による派遣準備体制の基本パターン表」を策定しました。この全国支援及び広域支援の派遣準備体制は、全国被災建築物応急危険度判定協議会第30回総会（2025年度）にて承認されました。

2 全国支援及び広域支援の派遣準備体制について

各震度における派遣準備体制については、様々なケースが想定されますが、過去の判定活動の実績も踏まえ、基本的な体制として以下の区分で設定しています。

- 震度7（複数県で観測の場合）：全国支援を前提に、全てのブロックで派遣体制を準備
- 震度7（単独県で観測の場合）：被災地のブロック+2ブロックは、派遣体制を準備
- 震度6強：被災地のブロック+隣接ブロック（被災県に交通上近接側）は、派遣体制を準備
- 震度6弱：被災地のブロックは、派遣体制を準備

全国支援及び広域支援の派遣準備体制 「被災地による派遣準備体制の基本パターン表」

被災地	震度7 複数県	震度7 単独県	震度6強
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	全国	(被災地のブロック)+ 10都県ブロック 中部圏ブロック	(被災地のブロック)+ 10都県ブロック
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 (長野県は、複数ブロックに属しているが本表では10都県を所属ブロックとする)	全国	(被災地のブロック)+ 北海道・東北ブロック 中部圏ブロック	(被災地のブロック)+ 北海道・東北ブロック又は 中部圏ブロック ※被災県に交通上近接側が応援
富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県 (静岡県、三重県、福井県は、複数ブロックに属しているが本表では中部圏を所属ブロックとする)	全国	(被災地のブロック)+ 10都県ブロック 近畿ブロック	(被災地のブロック)+ 10都県ブロック又は 近畿ブロック ※被災県に交通上近接側が応援
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (滋賀県は、複数ブロックに属しているが本表では近畿圏を所属ブロックとする)	全国	(被災地のブロック)+ 中部圏ブロック 中国・四国ブロック	(被災地のブロック)+ 中部圏ブロック又は 中国・四国ブロック ※被災県に交通上近接側が応援
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (徳島県は、複数ブロックに属しているが本表では中国・四国を所属ブロックとする)	全国	(被災地のブロック)+ 近畿圏ブロック 九州ブロック	(被災地のブロック)+ 近畿圏ブロック又は 九州ブロック ※被災県に交通上近接側が応援
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	全国	(被災地のブロック)+ 中国・四国ブロック 近畿圏ブロック	(被災地のブロック)+ 中国・四国ブロック ※交通上、沖縄県は被災地のブロック+近畿ブロックが応援

大地震発生時には本表に基づき、該当するブロックの都道府県は、派遣する判定士及び実施本部要員の選定、交通手段・宿泊先等の情報収集や準備を行い、被災地からの支援要請に備えることとなります。
なお、本表で支援ブロックに該当しない場合は、基本的に派遣準備を行う必要はありません。

3 今後の検討事項

本表は、派遣準備体制の基本的なパターンの設定であるため、被災状況によっては、派遣体制を調整する必要が生じる可能性があります。

引き続き検討を要する事項として、以下のケースを想定しています。

- a. 複数の府県が被災する場合：(震度7被災県の隣接県が震度6強を観測した場合など)
- b. 通常の交通経路が遮断されている場合
- c. 判定件数が膨大となる首都直下地震等

また、発災時に被害状況や交通状況等の情報発信が困難と想定される震度7クラスの地震の場合は、被災地への先遣隊（交通手段、宿泊地、受入体制、判定範囲等の現地情報の収集・発信等を想定）派遣についても、検討を行っていくことが必要と考えられます。

引き続き、初動期における判定活動の体制整備の検討を進めて行きたいと思います。

(参考) 被災建築物応急危険度判定 全国ブロック一覧表

ブロック名	都道府県名
北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
10都県ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
中部圏ブロック	長野県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県
近畿ブロック	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県
中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

判定士の皆様へ 転居などにより登録内容に変更が発生した際は、登録先へ変更届のご提出をお願いします。
本通信は、デジタル化に対応するため、今までの体裁を本号より変更させていただきました。

問い合わせ先：福岡県 建築都市部 建築指導課

TEL：092-643-3721

発行／全国被災建築物応急危険度判定協議会

ホームページアドレス <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>

※OQ 通信のバックナンバーは協議会HPから閲覧できます。